

令和 6 年第 2 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第 3 号	八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 4 号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 5 号	令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	1 1 頁
議案第 6 号	契約の締結について （みどりが丘学童保育所（南館）建設（建築）工事）	1 3 頁
議案第 7 号	契約の締結について （八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入）	1 5 頁
議案第 8 号	財産の取得について （救助工作車（Ⅱ型））	1 7 頁
議案第 9 号	路線の認定について	1 9 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2 1 頁

議案第 1 号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和 29 年八千代市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」及び「それぞれ」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 2 第 13 項を削り、同条第 12 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第22条の2中「第32項」を「第33項」に改め、「第35項、第39項」を削り、「第46項」を「第45項」に改める。

別表第34条の7第1項第9号に掲げる金銭の項中「掲げる金銭」を「掲げる寄附金」に、「特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭」を「公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

- (2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び別表第34条の7第1項第9号に掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分

までの都市計画税については，なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例
八千代市市営住宅等管理条例（平成 9 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表八千代市市立第二村上団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市立第二村上団地の用途を廃止するため、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例
八千代市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 24 年八千代市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 4 条第 6 号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する者とみなす。

提案理由

水道技術管理者の資格基準を改めるため、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48

条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号 令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 契 約 事 項 | みどりが丘学童保育所（南館）建設（建築）工事 |
| 2 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 200,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 八千代市大和田新田920番地12 |

万葉建設株式会社

代表取締役 佐々木 俊 一

提案理由

みどりが丘学童保育所（南館）建設（建築）工事について、万葉建設株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第7号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和6年6月3日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- 1 契 約 事 項 八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の
購入
- 2 契 約 方 法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に
よる随意契約
- 3 契 約 金 額 1, 5 5 9, 3 6 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 八千代市萱田2233番地41 グリーンアイリス20
1

八千代S Aパートナーズ株式会社

代表取締役 高 田 貞 二

提案理由

八千代市立小中義務教育学校特別教室等増設空調設備の購入について、八千代S Aパートナーズ株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 8 号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 種 類 | 救助工作車（Ⅱ型） |
| 2 取 得 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 取 得 金 額 | 188,100,000円 |
| 4 取得の相手方 | 東京都港区港南一丁目2番70号
帝商株式会社
代表取締役 中 野 誠 |

提案理由

救助工作車（Ⅱ型）を、帝商株式会社から取得いたしたい。

議案第 9 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整 理 番 号	路 線 名	起 点 (地 番 地 先)	終 点 (地 番 地 先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
300572	大和田新田 490 号線	大和田新田字向山 460 番 83	大和田新田字向山 459 番 32		
400527	緑が丘西 143 号線	緑が丘西四丁目 4 番 1	緑が丘西四丁目 4 番 2		
700584	村上 273 号線	村上字黒沢台 1973 番 1	村上字黒沢台 1973 番 29		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 石 川 昭 博
住 所 千葉県八千代市勝田台南

